

臨床検査を終了した検体（残余検体）の 業務、教育、研究のための使用についてお願い

当院では臨床検査を終了した検体（残余検体）を下記の業務に使用することがあります。その場合「臨床検査を終了した既存試料（残余検体）の研究、業務、教育のための使用について－臨床検査医学会の見解－」を遵守いたします。患者様のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

●対象

当院にて臨床検査を終了した検査検体（血液・尿・体腔液・組織など）

●臨床検査を終了した検体を使用して行う業務

1. 分析装置、試薬等の新規導入、分析法の検討
2. 臨床検査値の基準範囲（正常値）の設定、確認
3. 異なった測定機器間のデータ確認、精度管理
4. 学生実習等

●倫理的配慮について

検体の情報から、個人を識別する情報を取り除き匿名化した状態で使用いたします。

廃棄予定検体を使用するため、患者様の生命、健康に影響を及ぼすことはありません。

●利用承諾について

ご承諾いただけない患者様は、お手数ですが下記担当者までご連絡ください。お申し出がない場合は、ご承諾いただいたものと判断させていただきます。なお、承諾の可否が診療内容に影響することはなく、ご協力いただけない場合でも不利益が生じることはありません。

●お問い合わせ先

岩手県立釜石病院 臨床検査技術科

担当者：臨床検査技師長

電話：0193-25-2011 （内線：7015）